

島根県報

第一、五二五号

平成十五年十一月二十五日

(火曜日)

目 次

告示	保安林予定森林	(森林整備課)	一
公告	都市計画公聴会の開催	(都市計画課)	一
	都市計画変更の図書の縦覧	()	三
	開発行為に関する工事の完了	()	四
	島根県立江津工業高等学校CNC工作機械学習システムに係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	四
	人委規則		五
	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		五
	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		五
	人委細則		六
	級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則		六
正 誤			六
	平成十五年六月六日付け島根県報第一、四七六号中 (教育庁総務課)		六
	平成十五年十月三十一日付け島根県報第一、五一八号中 ()		六
	平成十五年五月二十日付け島根県報第一、四七二号 (人事委員会)		六

告 示

島根県告示第九百八十五号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

江津市跡市町一八一七から一八三二まで、一八三二の一、一八三三、四〇五九の八から四〇五九の一一まで、四〇五九の二四、那賀郡金城町大字波佐イ六〇七、イ六〇七内一、イ六〇七内二、イ六〇八、イ六〇九、イ一一九九、大字小国イ二九六、イ二九六の一、イ二九六の二、イ二九七、イ九五二の一、イ九五三の一、イ九五三の二、イ九五四の二、イ九五四の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

二 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、西郷都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催する

ので、島根県都市計画公聴会規則（昭和四十五年島根県規則第一号）第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十二月十九日 午後一時三十分から

二 開催場所

西郷町城北一番地 西郷町ふれあいセンター

三 都市計画の案の概要

西郷都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

西郷都市計画区域は隠岐の政治・経済・文化の中心地として古くから栄え、町の玄関口・西郷港は北前船航路の時代から日本海交易の要衝として、また漁業基地として発展してきました。近年、地域経済を活性化するため、本町のすぐれた自然と文化を活かした観光の振興を図る施策を展開しており、西郷港の埠頭整備や隠岐空港の新滑走路整備を図ることで、交流人口の拡大を目指しています。

今後もし生活環境向上に資する都市施設の充実に資しながら、来訪者と地域住民が「やすらぎ」と「ふれあい」を実感できるまちづくりを進めます。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めません。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していません。現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

「宍道湖・中海都市圏」に立地する高次の都市機能等との交通ネットワーク

を強化し、ターミナル機能の充実を図るため、西郷港の埠頭整備や隠岐空港の新滑走路の整備を進める。また周辺町村との連携強化を図るため、主要地方道等の広域幹線道路の整備を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、市街地では公共下水道により、また市街地郊外部の既存集落では漁業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図る。

河川については、治水対策として河道の拡幅を進めるとともに、水質の保全や多自然型護岸の整備を図り、動植物等の生態系の保全に努める。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約十九パーセントとする。

河川については、八尾川及びその支川については、年超過確率1/50に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。その他の河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標として整備を進める。

(3) その他の都市施設

地域住民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、既存施設の有効利用を努めるほか、設備の近代化を進める。

特に住民の健康を守る隠岐病院の機能強化と、衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能強化を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

隠岐は大山隠岐国立公園に指定されており、島の周囲を囲む断崖と複雑な奇岩が紺碧の海に映え、豪壮かつ雄大な景観を有している。また、島内には大満寺山をはじめ五〇〇メートル級の山々があり、豊かな山林や清流が美しい風景を形成している。

本区域の恵まれた自然と文化・伝統を活かし、さらに快適な魅力のあるまちづくりに資することを目的に、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる町並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準
平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり二十二平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十二月十二日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、西郷町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、隠岐支庁土木建築局及び西郷町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二・五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年11月25日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名

西郷都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定による、都市計画法の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十一月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画地区計画

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事を行うたので、擬定計画法（昭和三十二年法律第二十号）第二十六條第三項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十五日

島根県教育委員 櫻田 哲 様

一 照会内容

相田建設株式会社 代表取締役 大野文雄

〒710-0001 島根県松江市殿町1番地

二 照会結果

相田建設株式会社 代表取締役 大野文雄

〒710-0001 島根県松江市殿町1番地

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定に基づき、公告する。

平成15年11月25日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立江津工業高等学校CNC工作機械学習システム一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年3月30日（火）

(4) 納入場所

島根県江津市江津町1477 島根県立江津工業高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「工作機器」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものでないこと。

(4) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) 本装置の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(7) 本装置導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-6602）

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成15年11月25日から平成15年11月27日までの間、上記1)の場所において交付する。

(3) 入札書の受領期限等

日時：平成15年12月18日（木） 13時30分

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時：平成15年12月18日（木） 13時30分から

場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 1 階会議室

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、島根県会計規則第61条の2 第 1 項第 3 号の規定により免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、島根県会計規則第69条の2 第 1 項第 7 号の規定により免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

人事委員会規則

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十五日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第二十号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三知事の事務部局の項中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十号）」に、「第九十三条第三項」を「第九十条第二項」に改める。

附 則

この規則が公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十五日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第二十一号

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（昭和六十三年島根県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特務勤務手当に関する

毎週火・金曜日発行

る規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

人事委員会細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成十五年十一月二十五日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会細則第二号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和六十年島根県人事委員会細則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の1の項中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十号）」に改める。

附則

この細則は、公布の日から施行し、この細則による改正後の級別職務分類に関する細則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

正 誤

平成十五年六月六日付け島根県報第一、四七六号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
十	下	始めから四	島根県教育委員会規則第十七号	島根県教育委員会規則第十六号

平成十五年十月三十一日付け島根県報第一、五二八号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
十	下	終りから七	島根県教育委員会規則第十八号	島根県教育委員会規則第十七号

平成十五年五月二十日付け島根県報第一、四七一号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
七	上	始めから一	島根県人事委員会規則第十四号	島根県人事委員会規則第十五号
"	"	始めから十	島根県人事委員会規則第十五号	島根県人事委員会規則第十六号

平成十五年十一月二十五日印刷
平成十五年十一月二十五日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町松江市学園南
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）